

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 15 件 |
| 国民年金関係 | 9 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間は親子で金融機関Aの職員による集金で納付していた。昭和46年6月にB市C地区に転居した以降は、国民年金保険料や公共料金、国民健康保険料等の支払はすべて金融機関Aの集金で納めており、国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

なお、私の分の領収書は保存しているが、母の領収書は見付からない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、41歳となった昭和44年6月の離婚後、同年10月21日に初めて国民年金に加入し、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立人は、将来年金を受給するためには23年間の加入期間が必要となるが、未納としていた昭和45年9月から47年3月までの保険料を第3回特例納付期間に納付しているなど、納付意識が高かったものと考えられ、申立期間を未納のままとしていることは不自然である。

さらに、申立人と一緒に保険料を納付していたとする長女によると、昭和46年6月にB市C地区への転居後は、国民年金保険料や公共料金、固定資産税等の支払はすべて金融機関Aの職員に自宅集金を依頼していたとしており、申立人の長女が保管する国民年金保険料の領収書は当該金融機関の領収印が押されていることが確認できることから、申立内容に矛盾は

みられない。

加えて、申立人の自宅に集金していたとする金融機関Aの職員（平成19年6月末退職）によると、申立人の転居後は毎月、自宅に出向いて親子の国民年金保険料や国民健康保険料、公共料金等の集金を依頼されていたと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 1 日から 39 年 1 月 13 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 28 日まで

厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているとの回答をもらった。

私は、脱退手当金を受けたことはないし、支給日とされている昭和 41 年 1 月 12 日の直前に子供を出産しており、請求手続きができない状態だったので、この回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にある1回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間における最終事業所での資格喪失日直後には受給要件を充足せず、法改正により昭和 40 年 6 月以降受給できるようになったことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、申立人が法改正を知って請求したとする事情もうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和52年4月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和52年4月21日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額については8万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和52年3月21日から同年4月21日までの期間について、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が同年3月21日、資格喪失日が同年4月21日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、同年3月21日から同年4月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年3月21日とし、同年3月の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち、昭和52年3月21日から同年4月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月21日から同年5月1日まで

私は、昭和47年10月にB社に入社し、52年3月20日まで勤務し、同年3月21日に関連会社であるA社に移籍したが、厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所へ照会したところ、A社における資格取得日が同年5月1日となっており、同年3月及び4月は未加入となっていた。

A社が発行した在籍証明書には申立期間に在籍していたことが明記されているし、私は経理や総務の仕事を行っており、申立期間の給与から

厚生年金保険料が控除されていたことは確かであるので、厚生年金保険被保険者であった期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持するA社発行の在職証明書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書により、申立人が申立期間において当該事業所に在籍していたことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和52年4月21日から同年5月1日までの期間については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び被保険者記録照会回答票（一時金画面）の資格取得日が同年4月21日となっているものの、制度共通被保険者記録照会回答票（職歴原簿参照）では資格取得日が同年5月1日となっている。このことについて、C社会保険事務所に照会したところ、同年4月21日が正しい資格取得日であると回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和52年4月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和52年3月21日から同年4月21日までの期間については、事業主の回答から判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年5月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和52年3月21日から同年4月21日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「納付した。」と回答しているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日が同年4月21日となっている上、被保険者原票の備考欄に、当該資格取得日を61年8月12日付けの事業所からの届出により訂正した旨の記載があることから、事業所が被保険者原票の記録どおりの日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る52年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①のA社における資格喪失日及び申立期間②のB社における資格取得日を昭和43年9月1日に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、両事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和43年9月1日から同年12月1日まで

私は、昭和28年5月2日から43年8月31日までA社に勤務し、同年9月1日から49年10月20日までは、同社の子会社であるB社に勤務したが、両期間について社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における資格喪失日が43年8月31日となっているため同年8月は未加入であり、また、B社における資格取得日が同年12月1日となっているため同年9月から11月までの3か月間も未加入であるとの回答であった。

A社に昭和43年8月31日まで勤務したのは確かであるし、B社については同時期と一緒にA社から移籍した部下が、B社の発行した申立期間に係る給与明細書を所持しており、厚生年金保険料の控除が明記されているので、両期間を厚生年金保険の被保険者であった期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社及びB社に継続して勤務し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、昭和 43 年 7 月及び同年 12 月の社会保険事務所の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間について、両事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B 社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の昭和 43 年 9 月から同年 11 月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和44年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月1日から同年4月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、昭和44年3月1日にA社C出張所において資格喪失、同年4月1日に同社B出張所において資格取得となっており、空白期間が生じている。

転勤により勤務先が変わっているが、昭和42年4月に入社してから継続して勤務していたので、給与から保険料も控除されているはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所保管の人事記録、健康保険組合の加入記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に申立期間についても継続して勤務し（昭和44年3月1日に同社C出張所から同社B出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社B出張所における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月から41年3月まで

昭和43年ごろ、妻が自宅に一人で居るときに、年配の男性が来て、6年前の20歳になった月までさかのぼって加入し、保険料も6年分支払うよう説明され、私と妻は同時に加入し保険料を一括で支払った。年金受給の段階で申立期間が未納となっていると知らされ驚いた。説明されたとおりに手続をしたのに満額にならないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿において、記号番号の払出しが昭和43年5月15日、A市が保管している国民年金被保険者名簿において、手帳発行及び同名簿の作成が同年6月7日とそれぞれ確認できることから、払出しの時点では、時効の到来により41年3月以前の期間は国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間以後、時効が到来した期間の保険料を納付することができる特例納付の機会が3回あったが、保険料を納めていたとする申立人の妻は「後になってから保険料を納めることはなく、納めなければならないものはすぐに納めたはずだ。」と主張している。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 9 月まで

社会保険事務所に上記期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付の事実が確認できないとの回答をもらった。

私は直接関与していないが、父が、母、兄及び私の国民年金の加入手続と保険料の支払をまとめて行っていた。実家から転居するときに、父から「商売の手伝いをしていたので月給の代わりに保険料を払っていたから。」と言われ、手帳を渡された。

手帳に日付入りの赤い丸印が 6 つ押されていたのを記憶しているので納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付について直接関与をしておらず、加入手続及び納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっていることから、納付の状況等を確認することができない。

また、申立人が所持している国民年金手帳及び A 市が保管している国民年金被保険者名簿から、昭和 35 年 10 月 1 日に資格を取得し、36 年 4 月 6 日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人の父が、申立人と併せて国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の兄については、A 市が保管している国民年金被保険者名簿から、昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの保険料を同年 7 月 25 日に、同年 7 月から同年 9 月までの保険料を同年 10 月 31 日に納付していることが確認できることから、同年 4 月 6 日に資格を喪失している申立人の保険料を兄の保険料と併せて同じ日に納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から47年3月まで

社会保険事務所から、昭和47年5月から同年10月までの国民年金と厚生年金保険の加入期間が重複していた旨回答があったが、同年5月ごろ役場の窓口で、重複となった期間の国民年金保険料に加え、厚生年金保険の資格を喪失した46年12月から47年4月までの保険料も一括して納付したことを記憶しています。

したがって、申立期間は国民年金に加入し、保険料を納付しているはずなので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人が所持する国民年金手帳に、昭和46年9月2日に資格喪失後、再取得したのは47年11月21日と記録されている上、A町（現在は、B町）が保管する被保険者名簿においても、同様の記録となっていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、昭和47年4月から同年10月までの保険料と一緒に役場の窓口で納付したはずであると主張しているが、過年度保険料となるため、役場窓口では納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から44年9月まで
申立期間の国民年金保険料納付記録照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
私の保険料は、集金に来た役場の職員に2、3か月ごとに納めていたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立期間の保険料は、集金に来た役場職員に2、3か月ごとに納付していたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和44年4月11日に発行されていることから、昭和42、43年度の保険料については、過年度保険料となり、役場職員が収納することはできない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、保険料納付をうかがわせる記述が全く無い上、申立人と同日に国民年金手帳が発行され、当時同居していた申立人の妹の保険料についても、申立期間が未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から38年3月まで

昭和37年1月から38年3月までの国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

私の母は、既に亡くなっており、直接聞くことはできないが、私が昭和43年10月に結婚した時に国民年金保険料はまとめて支払っているからと年金手帳を渡されました。申立期間の保険料は、A市B出張所にまとめて支払ったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、これらの手続等に関与していたとされる申立人の母親は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況や保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年7月20日に払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、母親が申立期間の保険料をA市B出張所にまとめて支払ったと思うとしているが、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、同名簿は昭和38年6月10日に作成されたことが確認でき、申立期間は過年度保険料となり、A市に納付することはできない。

加えて、申立人が所持する年金手帳の検認記録とA市が保管する国民年

金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間は未納となっており、納付済みの昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの納付月日を見ると、双方の記録が一致していることが確認できる上、社会保険庁の記録とも一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から49年12月まで

私は、社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間に係る国民年金保険料の納付事実を確認できないとの回答をもらった。当時、A市に住んでおり、A市役所の担当窓口で直接国民年金保険料を納付していた。その際、窓口の担当者（30代後半か40代ぐらいの男性）から領収書等の証拠書類をもらうことができず、その理由を尋ねたところ、「記録として役所に残るので問題ありません。」と言われ、領収書の発行を拒否されたことが現在でも記憶に残っている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市が保管する国民年金被保険者名簿（紙台帳）では、申立人が国民年金保険料を納付したことを確認できない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は昭和45年7月1日に強制加入していた国民年金被保険者の資格を喪失してから、50年1月7日に国民年金の任意加入の資格を取得するまで、申立期間を含め国民年金に未加入の期間となっている。

加えて、申立人は、申立期間前後を通じてA市に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されて、国民年金保険料を納付したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和37年11月の結婚前に何度もA市役所に足を運んでおり、国民年金の話がされたように記憶している。

結婚前の国民年金の期間について、どのように納付したかははっきり覚えていないが、仕事をしながら納付していたはずである。

また、結婚後は妻がA市役所に出向いて現金で納付していた。

その証拠に、持っている国民年金手帳の検認記録のページに納付したことを示す割印が押されている。

未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間の検認記録のページに割印のみが押されており、申立人は、割印があることをもって当該年度は納付済みであると主張しているが、その取扱いをA市に照会したところ、「国民年金手帳の割印については、印紙検認記録と印紙検認台紙を切り離したときの割印であり、納付がすべて完納したから割印したものではない。」との回答を得ている。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間はいずれも未納と記録されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から40年3月まで
私は、昭和37年11月に主人と結婚し、A市のアパートに住んでいた。国民年金は独身時代からずっと納付しており、結婚後も主人の分と一緒にA市役所窓口で納付していた。
そのとき、国民年金手帳に納付したことを示す割印を押してもらい、市役所の担当者から「納付されているから大丈夫です。」と言われた。
未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間の検認記録のページに割印のみが押されており、申立人は、割印があることをもって当該年度は納付済みであると主張しているが、その取扱いをA市に照会したところ、「国民年金手帳の割印については、印紙検認記録と印紙検認台紙を切り離したときの割印であり、納付がすべて完納したから割印したものではない。」との回答を得ている。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間はいずれも未納と記録されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から50年12月まで
当時、兄が経営するA市の事業所の手伝いをしていたところ、世間で「年金を納めないともらえなくなる。」と騒がれ始め、心配した兄が加入手続もしてくれて、さかのぼって一括ですべて納めてくれた。
未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿及びA市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人の国民年金への加入手続は昭和53年4月ごろに行われ、その際、36年4月1日にさかのぼって被保険者資格を取得したとの処理がなされたものと推認される。

A市が保管する上記名簿によれば、昭和36年4月から46年6月までの保険料を7回（17か月分又は18か月分）に分割して、54年12月から55年6月にかけて毎月、特例納付を行っているところ、第3回特例納付の期限が55年6月であったことから、申立期間の保険料は、期限切れのため納付できなかった可能性が高い。

また、A市が保管する上記名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間の納付記録は無い。

さらに、申立人の兄に照会しても、納付についての具体的な供述は得られない上、申立人自身は納付に関わっていないため、その供述もあいまいであり、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 48 年 9 月まで

私は、A社（現在は、B社。）に昭和 46 年 8 月から 48 年 9 月まで勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の被保険者期間ではなかったとの回答をもらいました。

当時、社長から年金に加入させてやるから頑張ってくれと話をされていた。私も長く勤務しようとしていましたが、家庭の事情に加えて結婚をすることになり退社することになりました。

退社後は、A社に臨時で月に 4、5 日の割合で 4 年ほど勤めました。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、当該事業所は、当時の書類が一切残っておらず、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは不明であると回答している上、当時の同僚も申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からないとしており、申立内容を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間を含む昭和 46 年 4 月 1 日から 50 年 10 月 20 日までに資格を取得した被保険者の記録を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、昭和 44 年 1 月 1 日に国民年金に強制加入しており、申立期間は国民年金の申請免除期間となっている。

このほか、社会保険庁の記録をみると、申立人の元同僚の中には厚生年金保険に加入していない者がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月

私は、平成 18 年 5 月 1 日から 19 年 9 月 14 日まで A 社 B 営業所で勤務していた。

平成 18 年 9 月から 19 年 7 月までの保険料控除額が減っており、社会保険事務所に照会したところ、標準報酬月額が 22 万円となっていることが判明し、記録を訂正してもらったが、18 年 9 月の記録は時効により訂正できず、厚生年金保険額に反映できないと言われた。

当時の給与明細書を保管しており、正規の厚生年金保険料を支払うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致している。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額の相違については、厚生年金保険法第 75 条により、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われまいとしていることから、保険給付には反映されない。

これまで収集した関連資料及び周辺事情について総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月から 14 年 9 月まで
年金証書に記載されている平成 13 年 8 月から 14 年 9 月までの平均標準報酬月額が 20 万円とされているが、事実と異なるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致している。

また、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、標準報酬月額は 20 万円が社会保険事務所に届出されていることが確認でき、不自然な点は見当たらない。

これまで収集した関連資料及び周辺事情について総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から 47 年 2 月 21 日まで
A社に勤務した期間の脱退手当金については、制度を良く知らなかったが、自分で社会保険事務所に出向いて手続を行い、受け取った。
しかし、金額が想像していたより少なかったため、B社に勤務した期間については、A社より期間が短いこともあり、受け取る脱退手当金が少ないと思い請求しなかった。
また、将来の年金として受給した方が得だと思った。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和47年4月21日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 45 年 7 月まで
② 昭和 45 年 8 月から 48 年 12 月まで

会社側から脱退手当金及び退職金についての説明は無かった。

また、退職金を受け取っていない上、脱退手当金を請求した覚えは無いし、脱退手当金裁定請求書の筆跡及び印影は自分のものではなく、払込希望金融機関の口座番号に覚えは無いので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する押印があるとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和49年5月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、社会保険事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書には、被保険者として使用された事業所名及び所在地にA社の社判や所在地判が押されていることから、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性や事業所が社判等を押した請求書を退職者に配布していた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月28日から29年9月1日まで

私は、昭和24年2月から29年8月末ごろまでA社で勤務したが、社会保険事務所に当該期間における厚生年金保険の加入記録を照会したところ、資格喪失日が25年2月28日となっており、同日から29年9月1日までの期間は未加入であるとの回答であった。しかし、29年8月末まで勤務したことは確かであるし、勤務期間の前半だけが加入期間とされているのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者であった期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する履歴書及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に在籍していたことが推認される。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い上、厚生年金保険料の控除の有無について申立人の記憶も不明確である。

また、社会保険庁が保管する当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿には「昭和25年2月28日以降零工場」との押印が確認できる。これについてB社会保険事務局に照会した結果、「同日において当該事業所の厚生年金保険被保険者全員が被保険者資格を喪失したことを示すものと考えられる。」との回答があった。

さらに、昭和25年2月28日以降に当該事業所において被保険者資格を取得した従業員の記録が登載された被保険者名簿は存在しない。

加えて、昭和28年から29年8月末にかけて、申立人とともに当該事業所で勤務したと考えられる同僚についても、申立期間について厚生年金保

険の加入記録が存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。